

八戸保健医療専門学校学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法に従い、歯科衛生・柔道整復に必要な専門の知識及び技術を習得させ、優しさと安らぎを重んじた、感性あふれる人間性を養い、もって地域社会に暮らす人々の保健と福祉に貢献できる歯科衛生士・柔道整復師を養成することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、八戸保健医療専門学校という。

(位置)

第3条 本校は、八戸市田向二丁目11番15号に置く。

(自己点検・評価)

第4条 本校は、教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする。

第2章 組織

(課程及び学科、定員)

第5条 本校の課程、学科及び定員は、次のとおりとする。

課程名	学科名	昼夜別	学級	入学定員	総定員
歯科衛生士専門課程	歯科衛生士学科	昼	1学級	40名	120名
柔道整復師専門課程	スポーツ柔整学科	昼	1学級	30名	90名

第3章 職員組織

(教職員)

第6条 本校に次の職員を置く。

- (1) 校長
- (2) 副校長
- (3) 教務主任
- (4) 専任教員
- (5) 講師
- (6) 事務職員

- (7) その他の職員
- (8) 学校医（非常勤）
- 2 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。
- 3 副校長は、校長の命を受け、校務をつかさどる。
- 4 教務主任は、校長の命を受け、主管事務を掌理し所属職員を指揮監督する。
- 5 専任教員及び講師は、生徒を教授し、指導する。
- 6 事務職員は、校長の指示するところの職務に従事する。
- 7 学校医は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。

第4章 組織、委員会及び会議等

（組織、委員会及び会議）

第7条 学校の円滑な運営及び教育の充実を図るため、次の組織、委員会を設置する。

- (1) 学校運営委員会
- (2) 職員会
- (3) 教務会

第8条 学校の円滑な運営及び教育の充実を図るため、次の会議を設置する。

- (1) 学校運営委員会議
 - (2) 職員会議
 - (3) 教務会議
 - (4) 講師連絡会議
 - (5) 入学試験対策会議
 - (6) 実習施設連絡会議
- 2 校長が、必要と認めるときは、前項の他に委員会、連絡会及び会議を設置することができる。
 - 3 前2項の委員会、連絡会及び会議の運営に関する必要な事項は、別に定める。

第5章 学年、学期及び休業日

（学年及び学期）

第9条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 本校の学年を、次の2学期に分ける

第1学期（前期） 4月1日から9月30日まで

第2学期（後期） 10月1日から3月31日まで

3 授業時間は、次の通りとする。

午前9時00分より 午後17時00分まで

4 必要がある場合には、校長は前項の授業時間を臨時に変更することができる。

（休業日）

第10条 本校の休業日は、次のとおりとする

- (1) 土曜日

- (2) 日曜日
 - (3) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - (4) 夏季休業 (8月 6日～8月31日)
 - (5) 冬季休業 (12月28日～1月 8日)
 - (6) 春季休業 (3月 8日～3月31日)
- 2 必要がある場合には、校長は前項の休業日を臨時に変更することができる。
- 3 第一項に定めるもののほか、校長は臨時の休業日を定めることができる。

第6章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第11条 修業年限は、3年とする。

(在学年限)

第12条 学生は、修業年限の2倍に相当する年数を超えて在学できない。

第7章 入学

(入学資格)

第13条 本校に入学できる者は、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれに準ずる学力があると認められる者とする。

(入学試験)

第14条 校長は、本校に入学しようとする者に対して入学試験を行う。

- 2 入学試験は一般試験及び推薦試験とする。その選考方法は学力試験及び面接試験とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、校長は、学力試験に代えて書類選考その他の方法によることができる。
- 4 入学試験の期日、場所その他入学試験の実施に関して必要な事項及び合格者は、その都度公示する。

(入学手続き及び入学許可)

第15条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに誓約書、身元保証書その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学金を納付しなければならない。

2 校長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(転入学及び再入学)

第16条 大学または、他の医療関係職種の養成を行う施設として文部科学大臣の指定を受けた学校または厚生労働大臣の指定を受けた養成施設から本校に転入学しようとする者又は、退学後2年以内の再入学をしようとする者は、転・再入学願書、その他校長が定める書類に入学検定料を添えて校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 校長は欠員のある場合に限り、選考の上、転入学又は再入学を許可することができる。

- 3 第2項の規定により、再入学を許可された者の、退学以前の在学期間は、所定の在学期間に算入する。
- 4 転入学又は再入学を許可された者は、第15条の規定を準用する。
- 5 転入学又は再入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

第8章 教育課程

(教育課程)

第17条 本校の教育課程及び授業時間数は、別表のとおりとする。

(授業時間の単位数への換算)

第18条 本校の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合には、1単位45時間の授業を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義については、歯科衛生士学科は15時間及びスポーツ柔整学科は16時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実習については、歯科衛生士学科は30時間及びスポーツ柔整学科は32時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 臨地実習については、45時間の授業をもって1単位とする。
- 2 授業科目は別に定める教育計画に基づき、年度ごとに学年別に編成する。
 - 3 本校における授業は、講義、実習、臨地実習のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。
 - 4 校長は、必要があると認めるときは、前項の授業を、当該授業を行う教室以外の場所で履修させることができる。

第9章 成績の評価及び単位の認定

(成績の評価)

第19条 履修した授業科目については、試験を行い、成績を評価する。

2 試験の方法は、筆記試験を原則とする。ただし、臨地実習においては、実習の状況を総合的に評価する。

第20条 授業科目の成績は、優・良・可・不可の4種の評語を持って表し、優・良・可を合格とする。

- 2 疾病その他やむを得ない理由により成績の評価を受けることができなかつた者は、所定の手続きを経て、追試験を受けることができる。
- 3 成績の評価が不合格であった者は、所定の手続きを経て、再試験を受けることができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、校長が必要と認めるときは、筆記試験を論文考査、口述試験等の方法に代えることができる。
- 5 前各号に規定するもののほか、成績の評価に関し必要な事項は別に定める。

(単位の認定)

第21条 授業科目を履修し、試験に合格した者には、その授業科目の修得を認定し、所定の単位を与える。

2 前各号に規定するもののほか、単位の認定に関し必要な事項は別に定める。

(他の学校または養成施設等における授業科目の履修等)

第22条 大学または、他の医療関係職種の養成を行う施設として文部科学大臣の指定を受けた学校または厚生労働大臣の指定を受けた養成施設において既に履修した科目については免除することができる。ただし、課程修了に必要な総単位数の2分の1を超えない範囲で、選択科目の履修とみなす。また、受講免除願いにより、本校教育課程と照合し審査のうえ決定する。

第10章 休学、退学、懲戒、及び除籍

(休学)

第23条 学生は疾病、その他やむを得ない理由によって、休学する場合は、診断書又はその理由を証する書類を添え、保証人と連署の上、休学を願い出て校長の許可を受けなければならない。

2 前項の学生が復学しようとする場合は、届け出て、復学することができる。

(退学)

第24条 退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

2 校長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して退学を命ずることができる。

- (1) 規定した休学期間内に復学の手続きをしない者。
- (2) 正当な理由がなく授業料を滞納し、督促を受けても納付しない者。
- (3) 長期の欠席又は疾病その他の理由により、成業の見込みがないと認められる者。
- (4) 禁固以上の刑に処せられた者。

(懲戒)

第25条 校長は、前条第2項に規定する者のほか、この規則に違反し、又は本校の秩序を乱した者その他学生としての本分に反する行為をした者に対して、懲戒が必要と認められるときには、退学、停学又は訓告に処することができる。

2 前項の退学に処することができる者は、学校教育法施行規則第13条第3項の規定に該当する者に限る。

(除籍)

第26条 校長は次の各号のいずれかに該当する者に対して除籍することができる。

- (1) 死亡の届出のあった者。
- (2) 行方不明の届出のあった者。

第11章 卒業及び資格

(課程修了の要件)

第27条 課程の終了は、第11条に定める年数以上在学し、別表に定める単位を修得し、卒業試験に合格しなければならない。

(卒業)

第28条 前条の規程により課程を終了したと認められる者については、第8条第1項第3号に定める教務会の議を経て、校長が卒業を認定する。

2 校長は卒業を認定したものに対して、卒業証書を授与する。

第12章 入学金及び授業料等

(納付金)

第29条 本校の入学金及び授業料は次のとおりとする。

(1) 歯科衛生士専門課程は、次のとおりとする。

入学検定料		15,000	円
入学金		200,000	円
授業料		500,000	円
実習費	第一学年	150,000	円
	第二学年	200,000	円
	第三学年	200,000	円

(2) 柔道整復師専門課程は、次のとおりとする。

入学検定料		15,000	円
入学金		300,000	円
授業料		1,200,000	円

2 前項における入学金及び授業料以外にかかる費用(教科書費、教材費及び白衣代他)は別に定める。

3 授業料の納付期限は前期分については4月末日とし、後期分については10月末日とする。

4 学期の中途において退学し、休学し、又は復学した者等は、当該学期の授業料を納付しなければならない。

第13章 健康管理

(健康診断)

第30条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

(表彰)

第31条 校長は、他の生徒の模範と認められる行為のあった者を表彰することができる。

第14章 雑則

第32条 この学則に定めるもののほか、この学則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この学則は、平成 21年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 28年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 29年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 29年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 30年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 30年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和 2年 4月 1日から施行する。

	教育内容	法定単位数	取得単位数	学科目	単位数	時間数 単位	時間数	学年別の時間数						
								1年生		2年生		3年生		
								前期	後期	前期	後期	前期	後期	
基礎	科学的思考の基盤	10	10	生物学	2	15	30	30						
				化学	2	15	30	30						
	人間と生活			臨床心理学	2	15	30	30						
				外国語Ⅰ	2	15	30	30						
				外国語Ⅱ	2	15	30		30					
専門基礎	人体の構造と機能	4	7	解剖学概論Ⅰ	2	15	30	30						
				解剖学概論Ⅱ	2	15	30	30	30					
				組織・発生学概論	2	15	30	30						
				生理学概論	1	15	15	15						
	歯・口腔の構造と機能	5	6	口腔解剖学Ⅰ	2	15	30	30						
				口腔解剖学Ⅱ	2	15	30		30					
				口腔生理学	2	15	30	30						
	疾病の成り立ち及び回復過程の促進	6	9	病理学概論・口腔病理学	2	15	30	30	30					
				微生物学概論・口腔微生物学	2	15	30	30						
				生化学概論・口腔生化学	2	15	30	30						
				薬理学概論・歯科薬理学	2	15	30		30					
					基礎医学総合実習	1	30	30		30				
	歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み	7	8	衛生学・公衆衛生学	1	15	15		15					
				口腔衛生学Ⅰ	2	15	30		30					
				口腔衛生学Ⅱ	2	15	30				30			
				歯科衛生統計学	1	15	15			15				
				社会歯科学（衛生行政を含む）	1	15	15					15		
					関係法規（社会保険制度論を含む）	1	15	15					15	
	専門	歯科衛生士概論	2	3	歯科衛生士概論	2	15	30	30					
					看護学概論	1	15	15						15
臨床歯科医学		8	17	歯科臨床概論	1	15	15	15						
				口腔診断学	1	15	15			15				
				歯科保存学Ⅰ（保存修復学）	1	15	15			15				
				歯科保存学Ⅱ（歯周治療学）	1	15	15			15				
				歯科保存学Ⅲ（歯内療法学）	1	15	15			15				
				歯科補綴学Ⅰ	2	15	30			30				
				歯科補綴学Ⅱ	1	15	15			15				
				口腔外科学・歯科麻酔学	2	15	30			30				
				小児歯科学	1	15	15			15				
				歯科矯正学	2	15	30			30				
				歯科放射線学	1	15	15			15				
				高齢者歯科学	1	15	15					15		
				障害者歯科学	1	15	15					15		
					歯科臨床工学	1	15	15		15				
歯科予防処置論		8	8	歯科予防処置論Ⅰ	3	15	45	45						
				歯科予防処置論Ⅱ	2	15	30		30					
				歯科予防処置実習Ⅰ	1	30	30		30					
				歯科予防処置実習Ⅱ	1	30	30			30				
	歯科予防処置実習Ⅲ			1	30	30				30				
歯科保健指導論	7	10	栄養学・栄養指導	2	15	30		30						
			歯科保健指導論Ⅰ	2	15	30		30						
			歯科保健指導論Ⅱ	2	15	30			30					
			歯科保健指導論Ⅲ	2	15	30					30			
			歯科保健指導実習Ⅰ	1	30	30			30					
			歯科保健指導実習Ⅱ	1	30	30					30			
歯科診療補助論	9	10	歯科診療補助論Ⅰ	2	15	30	30							
			歯科診療補助論Ⅱ	1	15	15		15						
			歯科診療補助論Ⅲ	2	15	30			30					
			歯科診療補助論Ⅳ	1	30	30					30			
			歯科診療補助実習Ⅰ	1	30	30	30							
			歯科診療補助実習Ⅱ	1	30	30		30						
			歯科診療補助実習Ⅲ	1	30	30			30					
			歯科診療補助実習Ⅳ	1	30	30					30			
臨地実習	20	20	臨地実習Ⅰ	2	45	90			90					
			臨地実習Ⅱ	8	45	360				360				
			臨地実習Ⅲ	8	45	360					360			
			臨地実習Ⅳ	2	45	90					90			
選択必修	必修科目	7	8	基礎・臨床総合セミナーⅠ（実習含）（必修）	1	30	30					30		
				基礎・臨床総合セミナーⅡ（実習含）（必修）	1	30	30					30		
	選択科目			①インプラント治療学（講義）	3	15	45					45		
				①インプラント治療学（実習）	3	30	90					90		
				②口腔機能予防学（講義）	3	15	45					45		
				②口腔機能予防学（実習）	3	30	90					90		
合計		93	116		116		2580	435	435	420	450	450	390	
授業週								15	15	15	15	15	15	
※ 45分×2を1コマとして1日3コマ（5日間）、週5日間、年間30週を予定する。														
※ 1時限目（9：00～10：30）、2時限目（10：40～12：10）、3時限目（13：10～14：40）とする。														

(別表)													
分野	教育内容	法定 単位数	取得 単位数	学科目	単位数	単位 時間数	時間数	1年生	2年生	3年生			
基礎	科学的思考の基礎 人間と生活	14	17	臨床美術	2	16	32	32					
				心理学	2	16	32		32				
				生命科学Ⅰ	2	16	32	32					
				生命科学Ⅱ	2	16	32	32					
				生命科学Ⅲ	2	16	32		32				
				外国語(英語)	2	16	32	32					
				スポーツ健康学総論	1	32	32	32					
				スポーツ科学Ⅰ	1	32	32	32					
				スポーツ科学Ⅱ	1	32	32	32					
				スポーツ科学Ⅲ	1	32	32	32					
				スポーツ医学概論	1	32	32	32					
専門 基礎	人体の構図と機能	15	26	解剖学Ⅰ	2	16	32	32					
				解剖学Ⅱ	2	16	32	32					
				解剖学Ⅲ	2	16	32		32				
				解剖学Ⅳ	2	16	32		32				
				解剖学Ⅴ	2	16	32		32				
				体表解剖学Ⅰ	2	16	32		32				
				体表解剖学Ⅱ	2	16	32		32				
				生理学Ⅰ	2	16	32	32					
				生理学Ⅱ	2	16	32		32				
				運動学	2	16	32			32			
				介護予防概論	2	16	32	32					
				高齢者の生理学特徴・変化	2	16	32		32				
				競技者の生理学特徴・変化	2	16	32			32			
				疾病と傷害	11	12	病理学概論	2	16	32		32	
							一般臨床医学Ⅰ	2	16	32		32	
	一般臨床医学Ⅱ	2	16				32			32			
	外科学概論	2	16				32		32				
	整形外科科学	2	16				32		32				
	リハビリテーション医学	2	16				32			32			
	柔道整復術の適応	2	2	柔道整復術の適応	2	16	32		32				
	保健医療福祉と 柔道整復の理念	8	12	柔道整復学概論	2	16	32	32					
				衛生学・公衆衛生学	2	16	32		32				
				関係法規(社会保険制度論を含む)	2	16	32			32			
				柔道Ⅰ	1	32	32	32					
				柔道Ⅱ	1	32	32		32				
				柔道Ⅲ	1	32	32		32				
職業倫理				1	16	16			16				
職業教育Ⅰ	1	16	16			16							
職業教育Ⅱ	1	16	16			16							
社会保障制度	1	1	社会保障制度	1	16	16			16				
専門	基礎柔道整復学	10	10	基礎柔整学Ⅰ	2	16	32	32					
				基礎柔整学Ⅱ	2	16	32	32					
				基礎柔整学Ⅲ	2	16	32	32					
				総合柔整学	2	16	32			32			
				外傷の保存療法の経過及び治癒の判定	2	16	32			32			
				臨床柔道整復学	17	26	スポーツ臨床柔整学Ⅰ	2	16	32	32		
	スポーツ臨床柔整学Ⅱ	2	16				32	32					
	スポーツ臨床柔整学Ⅲ	2	16				32	32					
	スポーツ臨床柔整学Ⅳ	2	16				32		32				
	スポーツ臨床柔整学Ⅴ	2	16				32		32				
	スポーツ臨床柔整学Ⅵ	2	16				32		32				
	スポーツ臨床柔整学Ⅶ	2	16				32		32				
	スポーツ臨床柔整学Ⅷ	2	16				32			32			
	物理療法機器等の取扱い	2	16				32		32				
	柔道整復術適応の臨床的判定	2	16				32		32				
	総合臨床学Ⅰ	2	16				32			32			
	総合臨床学Ⅱ	2	16	32			32						
柔道整復学特別講義	2	16	32			32							
柔道整復実技	17	23	測定・評価・診察法	1	32	32	32						
			基礎実習Ⅰ	1	32	32	32						
			基礎実習Ⅱ	1	32	32	32						
			基礎柔整実技Ⅰ	1	32	32	32						
			基礎柔整実技Ⅱ	1	32	32	32						
			柔整実技Ⅰ	1	32	32			32				
			柔整実技Ⅱ	1	32	32			32				
			スポーツ臨床実技Ⅰ	1	32	32		32					
			スポーツ臨床実技Ⅱ	1	32	32		32					
			スポーツ臨床実技Ⅲ	1	32	32		32					
			スポーツ臨床実技Ⅳ	1	32	32			32				
			応用実技Ⅰ	1	32	32		32					
			応用実技Ⅱ	1	32	32		32					
			画像診断実技Ⅰ	1	32	32		32					
			画像診断実技Ⅱ	1	32	32			32				
			総合実技	1	32	32			32				
			柔道整復総合演習	2	32	64			64				
			総合演習	2	45	90			90				
高齢者の外傷予防技術	1	32	32		32								
競技者の外傷予防技術	1	32	32			32							
臨床実習前施術試験等	1	32	32			32							
臨床実習	4	4	臨床実習	4	45	180			180				
合計		99	133	合計	133	1802	2766	832	960	974			
授業週													
※ 45分×2を1コマとして1日2～3コマ(5日間)、週5日間、年間32週を予定する。													
※ 1時限目(9:00～10:30)、2時限目(10:40～12:10)、3時限目(13:10～14:40)とする。													

(別表)										
分野	教育内容	法定 単位数	取得 単位数	学科目	単位数	単位 時間数	時間数	1年生	2年生	3年生
基礎	科学的思考の基礎 人間と生活	14	17	臨床美術	2	16	32	32		
				心理学	2	16	32		32	
				生命科学Ⅰ	2	16	32	32		
				生命科学Ⅱ	2	16	32	32		
				生命科学Ⅲ	2	16	32		32	
				外国語(英語)	2	16	32	32		
				保健体育Ⅰ	4	32	128	128		
保健体育Ⅱ	1	32	32	32						
専門 基礎	人体の構図と機能	15	28	解剖学Ⅰ	4	16	64	64		
				解剖学Ⅱ	4	16	64	64		
				解剖学Ⅲ	4	16	64		64	
				解剖学Ⅳ	4	16	64		64	
				生理学Ⅰ	4	16	64	64		
				生理学Ⅱ	4	16	64		64	
				運動学	2	16	32			32
				高齢者の生理学	1	16	16			16
				競技者の生理学	1	16	16			16
	疾病と傷害	11	12	病理学概論	2	16	32		32	
				一般臨床医学Ⅰ	2	16	32		32	
				一般臨床医学Ⅱ	2	16	32			32
				外科学概論	2	16	32			32
				整形外科学	2	16	32			32
	リハビリテーション医学	2	16	32			32			
	柔道整復術の適応	2	2	柔道整復術の適応	2	16	32			32
	保健医療福祉と 柔道整復の理念	8	11	衛生学・公衆衛生学	2	16	32		32	
				関係法規(社会保険制度論を含む)	2	16	32			32
				柔道Ⅰ	1	32	32	32		
柔道Ⅱ				2	32	64		64		
柔道Ⅲ				1	32	32		32		
職業倫理				1	16	16			16	
職業教育Ⅰ				1	16	16			16	
職業教育Ⅱ	1	16	16			16				
社会保障制度	1	1	社会保障制度	1	16	16			16	
専門	基礎柔道整復学	10	11	基礎柔整学Ⅰ	6	16	96	96		
				基礎柔整学Ⅱ	4	16	64	64		
				外傷の保存療法の経過及び治癒の判定	1	16	16			16
	臨床柔道整復学	17	32	スポーツ臨床柔整学Ⅰ	6	16	96	32	64	
				スポーツ臨床柔整学Ⅱ	6	16	96		96	
				スポーツ臨床柔整学Ⅲ	2	16	32		32	
				物理療法機器等の取扱い	1	16	16			16
				柔道整復術適応の臨床的判定	2	16	32			32
				総合学習Ⅰ	6	16	96			96
				総合学習Ⅱ	6	16	96			96
	総合学習Ⅲ	3	16	48			48			
	柔道整復実技	17	20	包帯固定学	2	32	64	64		
				基礎柔整実技Ⅰ	2	32	64	64		
				基礎柔整実技Ⅱ	2	32	64		64	
				臨床実技Ⅰ	3	32	96		96	
				臨床実技Ⅱ	3	32	96		96	
				臨床実技Ⅲ	1	32	32		32	
				画像診断実技	1	32	32			32
				総合実技	3	32	96			96
				高齢者の外傷予防技術	1	32	32			32
競技者の外傷予防技術				1	32	32			32	
臨床実習前施術試験等	1	32	32			32				
臨床実習	4	4	臨床実習	4	45	180			180	
合計		99	138	合計	138	1181	2788	832	1024	932
授業週								32	32	32
※ 45分×2を1コマとして1日2~4コマ(5日間)、週5日間、年間32週を予定する。										
※ 1時限目(9:00~10:30)、2時限目(10:40~12:10)、3時限目(13:10~14:40)、4限目(14:50~16:20)とする。										

施行細則第1号 試験、評価、進級及び卒業等についての施行細則

(八戸保健医療専門学校)

第1章 総則

(目的)

第1条 この施行細則は本校の学則第18条、第19条及び第20条にもとづいて実施される定期試験、卒業試験、実習（実技）試験、追試験、及び再試験の実施要綱、評価方法、進級及び卒業の認定基準等が公正で円滑に実施されることを目的として必要な事項を定める。

(名称及び定義)

第2条 本施行細則による用語の定義は次の各号の定めるところによる。

- (1) 定期試験とは、各学期末に実施される試験を言う。
- (2) 再試験とは前号の(1)の試験で不合格になった者に対して実施される試験を言う。
- (3) 追試験とは正当な理由で前項の(1)の試験を受験できなかった者に対して実施される試験を言う。
- (4) 実習試験及び実技試験とは専門科目において実技により評価する試験を言う。
- (5) 卒業試験とは卒業を認定する為に実施する試験を言う。

第2章 試験の実施

(試験日程等)

第3条 教務会は試験開始の一月前までに試験日程を決定し校長がこれを公示する。

2 試験日程とは次の各号に定める事項を言う。

- (1) 試験日時の決定
- (2) 試験科目の決定
- (3) 試験時間割の決定
- (4) 教員への試験問題の作成依頼及び提出期限の指定
- (5) 試験監督者の決定及び依頼

3 実習（実技）試験の日程については、教務主任又は担当教員が定期試験の前後の適当な時期（当該科目の授業時間内を含む）に実施を決定し、公示する。

4 実習（実技）試験における再試験及び追試験については授業時間以外の時間に行われる。

(試験問題の出題等)

第4条 教務主任は授業を担当した教員に試験問題の出題依頼を行う。

2 出題依頼を受けた教員は指定の期日までに教務主任に試験問題を作成し提出する。

3 試験問題は教務会で別に定める所定の書式で作成する。

4 出題された試験問題については教務会で次に掲げる事項について審議する。

- (1) 所定の書式に順じていること。
- (2) 試験問題の難易度及び量が適当であること。

- 5 前項（2）の試験問題の難易度は受験生の平均得点60～70%程度を目途とする。
- 6 出題された試験問題について教務会で審議し、是正が必要と認めるときは教務主任より出題教員にその旨を通知し是正を勧告することができる。

（受験資格等）

第5条 次に掲げるものは試験を受験することができる。

- （1）各科目の出席時数が所定の時間数を満たしていること。
- （2）授業料を納入している者。
- 2 前項（1）の所定の時間数とは次に掲げる事項を言う。
 - （1）各科目の出席時数が、授業時間数の三分の二以上出席していること。
 - （2）通年にわたって実施される科目にあつては、前期の出席時数が三分の二未満であっても、後期の出席時数によって年間を通じて所定の時間数を満たす可能性がある場合は、前期の受験資格を与えることができる。
 - （3）本校教育課程の実習科目及び実技科目は出席時数が五分の四以上を満たし、臨地実習（臨床実習を含む）では所定の時間数をすべて満たしていること。
- 3 前項2に該当しない者が受験したとき、原則として当該科目の単位認定は行わない。
- 4 前項2に該当する者が、教務会で認めた正当な事由により試験を受験できなかったときは、追試験受験資格を与えることができる。
- 5 追試験を受験しようとする者は、当該科目の定期試験日より10日以内に所定の用紙に必要事項を記入の上、教務主任を経て校長の許可を受け、併せて受験票の交付を受けなければならない。
- 6 定期試験及び卒業試験で不合格となった者に対しては、原則として再試験を実施することができる。
- 7 再試験を受験しようとする者は所定の書式に必要事項を記入の上、別に定める受験料を併せて、受験以前の定められた期日までに納入し、受験票の交付を受けなければならない。
- 8 再試験の回数は1回を限度とする。
- 9 追試験を受験する者については受験料を徴収することがある。
- 10 追試験の回数は1回を限度とする。
- 11 再試験及び追試験の受験料は1回2,000円とする。
- 12 教務会は定期試験及び卒業試験の試験開始日の約1週間前までに受験資格の有無について審議、決定し、教務主任が有資格者を公示する。

（試験時間及び試験監督等）

- 第6条 定期試験、再試験、追試験及び単位認定試験の時間は特別の定めがない限り50分間とする。
- 2 試験時間の15分未満の遅刻は認めることができる。
 - 3 試験時間中の中途退出は予定試験時間の35分を越えた時点より許可することができる。
 - 4 試験時間中、学生は試験監督者の指示に従うものとし、正当な理由なく指示に従わないときには試験監督者は退出を命ずることができる。
 - 5 前項4で退出を命じた際は速やかにその旨を所属する教務主任まで報告しなければならない。
 - 6 前項により報告を受けた教務主任は速やかにその旨を校長に報告しなければならない。

7 試験監督者は試験開始に先立ち次に掲げる各号を学生に指示する。

- (1) 机上右上に学生証を提示させること
- (2) 学生の筆記用具以外の携帯品は教室後方に保管させること
- (3) 学生を出席番号順に着席させ、試験監督者が必要と認めるときは、着席順の変更を指示すること。
- (4) 携帯電話の電源を切らせること。

8 試験監督者は試験終了後、速やかに所定の試験監督報告書に必要事項を記入の上、担当者まで提出すること。

9 停学期間と試験期間が重なった場合は、当該学生は当該試験を別室で受験することができる。

(不正行為)

第7条 試験期間中の不正行為を現認した試験監督者は、直ちに当該受験生に対して受験の停止を命じ、退出させ、速やかにその旨を教務主任まで口頭又は所定の書面で報告しなければならない。

2 口頭で報告した者は遅滞なく所定の書面に報告内容を記載の上、教務主任まで提出しなければならない。

3 不正行為をした者については教務会で審議の上、当該科目を零点とすることができる。

4 不正行為をした者については、教務会で、その悪質性、重大性を総合的に勘案して、懲戒が必要と認めるときはその手続きを開始することができる。

(採点処理等)

第8条 教務主任は試験終了後、遅滞なく出題教員に採点を依頼する。

2 採点を依頼された出題教員は指定の期日までに採点し、教務主任まで提出する。

3 教務主任は当該学科の試験成績を確認の上取りまとめて統括し、これを管理する。

(試験成績の基準等)

第9条 試験成績の評価については次に掲げる各号を準用すること。

- (1) 試験成績は100点を満点とし、60点以上を合格、60点未満を不合格とする。
- (2) 成績評定は優(100～90点)、良(89～76点)、可(75～60点)、不可(60点未満)とする。
- (3) 再試験に合格した場合の評点は60点とする。
- (4) 追試験での評点は80点を上限とするが、試験を受験できなかった事由が公認欠席等、本人の責任によらない場合の評点は100点を上限とすることができる。

第3章 進級及び卒業の認定

(進級の認定基準)

第10条 教務会は以下に掲げる要件を満たした者の次の学年への進級について審議し、校長はこれを承認する。

(1) 第1学年から第2学年への進級の際には、次の要件を満たしていること。

① 出席日数が年間授業日数の三分の二以上であり、且つ各教科の出席時数が授業時数(年間の授業予定時数)三分の二以上であること。ただし、実習(実技)科目においては実習時数(年間の授

業予定時数)の五分の四以上であること。

② 当該学年での未修得単位数が10単位以下であること。

(2) 第2学年から第3学年への進級の際には、次の要件を満たしていること。

① 出席日数が年間授業日数の三分の二以上であり、且つ各教科の出席時数が授業時数(年間の授業予定時数)三分の二以上であること。ただし、実習(実技)科目においては実習時数(年間の授業予定時数)の五分の四以上であること。

② 当該学年及び第1学年からの未修得単位数が合して10単位以下であること。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には教務会の指示に従って各科で補習を開講する。

(1) 評点の学年平均点が60点未満の科目。

(2) 単位未修得学生が五分の一以上いる科目。

(3) その他、教育上、教務会で補習が必要と判断された科目。

3 進級を認められなかった者(単位の未修得が11単位以上等)は、当該年度の単位未修得を再履修しなければならない。

4 前項のものに対して、教務会は教育的指導の立場から単位未修得科目の再履修を求めることができる。

(卒業資格の認定基準)

第11条 教務会は次に掲げる者の卒業について審議する。

(1) 出席日数が年間授業日数の三分の二以上であり、且つ各教科の出席時数が授業時数(年間の授業予定時数)の三分の二以上であること、ただし実習(実技)科目においては実習時間(年間の授業予定時数)の五分の四以上であること。

(2) 卒業試験を受験し、試験成績が60点以上のもの。

第12条 前条の卒業条件を満たした者については、教務会の議を経て、校長が卒業を認定する。

2 校長は卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(資格)

第13条 本校において取得できる資格は、歯科衛生士国家試験受験資格及び柔道整復師国家試験受験資格である。

附則

1 この施行細則は、平成21年 4月 1日より施行する。

1 この施行細則は、平成28年 4月 1日より施行する。

1 この施行細則は、令和元年 7月 9日より施行する。